各　位

平成 25 年 1 月 25 日
株式会社サンケイビル

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から「株式会社サンケイビル関係者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について」公表がありました。

弊社といたしましても調査を進めてまいります。

今後公表すべき事実が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社サンケイビル
常務取締役　高田　実
TEL　03-3212-6800